



勤労者の住宅建設の促進と福祉の向上のために

勤労者住宅資金利子補給



▼対象(すべてを満たす人)

- ① 給与所得者
- ② 金融機関から資金を借り入れ、町内に専用住宅を新築または新築された専用住宅を購入した人
- ③ 当該住宅に住居登録(住民票)があり居住している人
- ④ 町税を完納している人
- ⑤ 平成30年2月から平成31年1月の間に借入金の返済を開始した人

※共有住宅にあつては代表者1人の申請となります。

▼利子補給の金額および期間

金融機関から資金を借り入れた額のうち1千万円以内に対して年利1.0%の利率で計算した額を限度とします。交付期間は、借入金の返済を開始した月から1年以内です。

▼申請期間(開庁時間)

令和2年1月6日(月)～31日(金)

▼申請に必要なもの

- ① 勤労者住宅資金利子補給金交付申請書(様式第1号)
 - ② 住宅新築調書(様式第2号)
 - ③ 利子支払証明書(様式第3号)
- ※資金を借り入れた金融機関

に記入してもらう書類です。証明書の発行期間は金融機関により異なります。申請期間に間に合うようあらかじめ金融機関に確認してください。

- ④ 融資機関の返済予定明細表の写し(補助対象の1～12回目)
- ⑤ 建物平面図の写し(間取りが確認できる図面)
- ⑥ 請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
- ⑦ 建築主事の建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写しまたは指定確認検査機関の建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- ⑧ 令和元年給与所得の源泉徴収票の写し
- ⑨ 町税の完納証明書(令和2年1月発行の証明書)

※証明手数料は自己負担です。各様式は産業振興室窓口で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。

▼申請問い合わせ先

産業建設課 産業振興室
☎26・2280(直通)

調査へのご協力をお願いします

未評価家屋などの調査のお知らせ



町では、固定資産税の課税対象となる家屋を正確に把握するために、未評価家屋の調査を実施します。

この調査は、航空写真と町の課税台帳を照らし合わせ、新築・増築したもので評価が済んでいない家屋や、取り壊しなどがある家屋を現地で確認する調査です。必要に応じて建築年などを伺うことがありますので、ご協力をお願いします。

家屋の滅失・所有者変更時にはご提出を

家屋滅失届・未登記家屋に関する報告書



固定資産税は、毎年1月1日現在所有している土地や家屋、償却資産に課税されます。家屋を取り壊したときや家屋の所有者変更時には、税務室へ届け出てください。

▼問い合わせ先

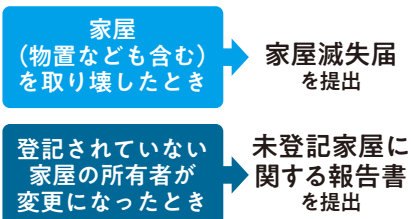
財務課 税務室
☎26・2237(直通)



※調査のときは、職員証などの身分証を携行しています。なりすまじや不審者と思われる場合にはご注意ください。

▼問い合わせ先

財務課 税務室
☎26・2237(直通)



※いずれの書式も、税務室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

環境と近隣の皆さまへ配慮を

野焼きは禁止されています

廃棄物の焼却は、構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合を除いて、法律条令により原則禁止されています。焼却行為は付近の住民に迷惑をかけ、環境に負荷を与えるのでやめましょう。

どうすればいいの？

- ① 廃棄物を減らし、分別・リサイクルを徹底するなど、資源の有効利用に努めましょう。
- ② 許可業者に処理を依頼するなど、適正に処理しましょう。

意見書は縦覧期間満了日まで

都市計画区域マスタープラン(変更案)の縦覧

県は、都市計画区域マスタープランの変更を予定しているため、案を縦覧します。

縦覧内容

- ▼期日 12月6日(金)～20日(金)の開庁時間
- ▼内容 県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)



③ やむを得ず焼却する場合は、風の向き・強さに十分配慮し、少量ずつ行ってください。ビニールなどが混入していたら、必ず取り除いてください。



※焼却過程でダイオキシン類が発生するため、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘ってのごみ焼却も禁止されています。

▼問い合わせ先

町民生活課 生活環境室
☎ 26・2243 (直通)

意見書の提出

意見がある人は、12月20日(金)まで(必着)に左記のいずれかへ送付してください。

▼縦覧場所

- 意見送付・問い合わせ先 群馬県都市計画課
- ☎ 027・2226・3656
- 渋川土木事務所
- ☎ 22・4055 (代表)
- 町産業建設課 都市建設室
- ☎ 26・2278 (直通)



住まなくなった家を登録しませんか？

吉岡町空き家バンク

吉岡町空き家バンクとは、空き家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度です。物件の情報は、町ホームページで公開されます。

売却・賃貸を検討している空き家を所有している人は、ぜひ空き家バンクへの登録をご検討ください。

▼問い合わせ先
産業建設課 都市建設室
☎ 26・2278 (直通)



空き家バンクへの登録から成約まで

①登録申請(登録期間は2年間です)

登録に必要な書類を準備してください。
登録申請書 登録カード 土地・建物の登記事項証明書 間取図 家屋の写真など
 ※登録には条件があります。あらかじめ都市建設室にご相談ください。

②協力業者選定・現地調査

空き家の調査や契約行為などを担当する業者を協力業者から選定してください。協力業者は、町と協定を締結した群馬県宅地建物取引業協会渋川支部の協会員です。その後、所有者と町で現地調査を行い、登録の可否を決定します。

③物件の登録・公開

空き家バンクに登録された物件は、物件情報を町のホームページに掲載します。

④登録物件の交渉・契約

登録物件を買いたい・借りたいとの希望があった場合は、協力業者が交渉・契約手続きを行います。登録や情報提供は無料ですが、契約の成立時には宅地建物取引業法に基づく媒介手数料が発生します。なお、町は交渉・契約などについて関与しません。

空き家等
無料相談
(要予約)

空き家に関する不安や困りごとの相談ができます。
 期 毎月第2金曜日 場 役場会議室 時 13:30～16:15 (1回30分間)
 都市建設室への予約が必要です。
 詳しくは、14ページのInformationをご覧ください。

パブリックコメントを行います

吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)



吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年度終了することに伴い、今後5年間の基本計画や施策などをまとめる第2期総合戦略の策定を進めています。

この計画案へのご意見を募集します。

▼募集期間

令和2年1月27日(月)～2月17日(月)消印有効

※策定の進捗状況により変更する場合があります。変更がある場合は町のホームページを通じてお知らせします。

▼応募方法

町ホームページに掲載の用紙または任意の用紙に住所・氏名・ご意見を記載してください。

▼提出方法

郵送、FAX、電子メールまたは政策室窓口へ持参してください。

▼計画案の閲覧場所

政策室窓口または町ホームページ

※窓口で閲覧する場合は、開庁時間にお越しください。

▼公募結果

意見募集結果の公表の際は、個人情報等の公表はしません。また、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

▼提出・問い合わせ先

〒370-1369

吉岡町大字下野田560番地

総務政策課 政策室

☎26・2241(直通)

FAX 54・8681

✉seisaku@town.yoshioka.gunma.jp

候補者を募集します

農業委員と農地利用最適化推進委員



令和2年4月26日に農業委員会の委員の任期が満了になることから、農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

▼募集方法

▼応募要件

農業への識見があり、農地の利用最適化など農業委員会が所掌する事項に対し、その職務を適切に行うことができる人。

農地利用最適化推進委員

農業委員会が定める担当地区で、農地利用の最適化などの推進に熱意があり識見がある人。

※いずれも破産手続き開始の決定を受け復権を得ない人、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わらない人などは応募できません。

▼選考方法

農業委員 町長が任命

任命にあたり、次の①～③が求められます。

①原則として、認定農業者が過半数を占めること

②中立委員(利害関係を有しない者)が含まれること

③青年・女性の積極的な登用に努めること

農地利用最適化推進委員

農業委員会が委嘱

▼任期 令和2年4月27日～5年4月26日の3年間(再任は妨げません)

▼定数 農業委員 8人

農地利用最適化推進委員

小倉・上野田地区 2人
下野田・北下地区 2人
南下・陣場地区 1人

大久保・漆原地区 3人

▼報酬 町条例に規定する額

▼候補者の推薦・公募受付期間 12月2日(月)～27日(金)

推薦・公募をする人は指定の様式を持参または郵送してください。様式は、農業委員会窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

※持参する場合は、開庁時間にお越しください。

▼提出・問い合わせ先

農業委員会事務局
☎26・2280(直通)

